

No. 6 求人情報を出したい・知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ		TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	漁業後継者対策事業費	事業の所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業主体]

茨城県漁業就業者確保育成センター
 （事務局：漁政課 経営・組合グループ）

[事業内容]

漁政課のホームページ等により、本県内の漁業に関する求人情報を提供し、漁業への新規就業を促進します。

[求人の手続]

求人したい方は、漁協を通じて求人シートをセンターに提出してください。センターは、漁政課のホームページに求人情報を掲載します。

【求人シート記載内容】

求人する方の①氏名、②住所、③電話番号、④問合せ時間帯
 ⑤漁業種類、⑦対象魚種、⑧漁船総トン数、⑨募集人数、⑩仕事内容
 ⑪条件（年齢、資格等）、⑫待遇（勤務時間、休日、月給、賞与、昇給、福利厚生）
 ⑬所属漁協、⑭漁港、⑮住居・宿泊施設の有無、⑯見学・体験乗船の有無など

[その他]

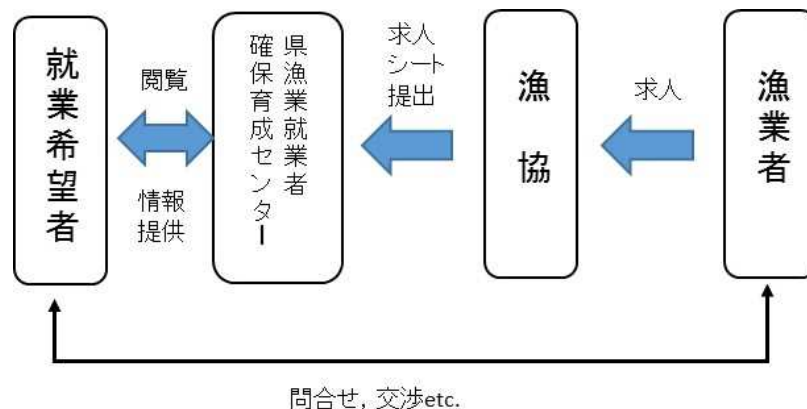
センターの求人情報は、茨城県漁政課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/keiei/kyujin/index.html>



漁政課 → 漁師になりたい方への求人・漁業へ就業を希望する皆様へ

[事業の仕組み]



No. 7 新規就業者定着の支援を受けたい (トライアル雇用研修)

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業（沿海地区） （トライアル雇用研修支援）	事業の所 管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

[事業主体] 茨城県漁業就業支援協議会

（茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立）

[事業内容] 県内漁協及び漁業者が受入機関となって研修者（就業希望者）を受入れ、トライアル雇用(短期)を実施した場合に、受入機関（漁業者）には研修に伴う指導謝金等を支払います。

[補助要件等] 助成対象となる研修生

- ・ 漁業未経験者

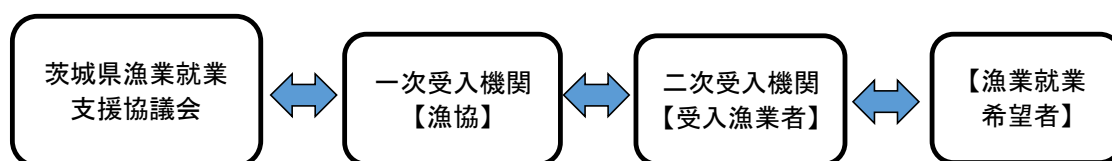
（注）・研修者を受け入れる漁業者にも一定の要件があります。

[補助対象経費・補助率など]

- ・ 研修生を指導する漁業者への謝金
最大 9.4 万円／月（最長 3 ヶ月間）
- ・ 研修生の旅費、住居費（上限 2.7 万円）
- ・ 研修生の装備品（ライフジャケット等）

（注）国の補助金が十分でない場合は減額となる場合があります。

[事業の流れ]



No. 8 新規就業者定着の支援を受けたい (長期研修)

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業（沿海地区） 経営体育成総合支援事業（霞ヶ浦北浦地区） （長期研修支援事業）	事業の所管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

〔事業主体〕 茨城県漁業就業支援協議会

（茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立）

〔事業内容〕 県内漁協及び漁業者が受入機関となって研修者（就業希望者）を受入れ、長期研修を実施。受入機関（漁業者）には研修に伴う指導謝金等を支払う。

（注）漁業だけで周年就業が困難な場合、漁業以外も含めた複数の就業先を用意して受入可能な場合に限り、期間雇用による研修も支援対象になります。

〔補助要件等〕 助成対象となる研修生

【被災地次世代漁業人材確保支援事業】（沿海）

・漁家子弟（3 親等以内）や外部雇用を含む新規就業者を対象とした長期研修

【経営体育成総合支援事業】（霞ヶ浦北浦）

・漁業への就業意欲が高く、これまで 1 年以上漁業に従事したことがないこと。
・受け入れる漁業者の 3 親等以内でないこと。 ほか

（注）・研修者を受け入れる漁業者にも一定の要件があります。

〔補助対象経費・補助率など〕

研修生を指導する漁業者への謝金（国の補助金が十分でない場合は減額の場合があります）

【被災地次世代漁業人材確保支援事業】（沿海）

ア．雇用型（研修後は雇用） 最大 18.8 万円／月（最長 2 年間）

イ．独立型（研修後は独立） 最大 28.2 万円／月（最長 4 年間）

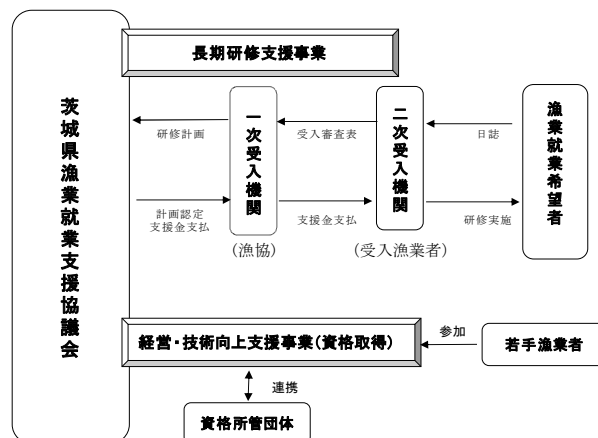
【経営体育成総合支援事業】（霞ヶ浦北浦）

ア．雇用型（研修後は雇用） 最大 14.1 万円／月（最長 2 年間）

イ．独立型（研修後は独立） 最大 28.2 万円／月（最長 4 年間）

〔その他〕

茨城県漁業就業支援協議会
の業務



No. 9 漁業に必要な資格を取得したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他（ ）		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ		TEL029-301-4075 FAX029-301-4089
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業(沿海地区) (経営・技術向上支援事業)	事業の 所管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

[事業主体]

茨城県漁業就業支援協議会
 （茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立）

[事業内容]

漁業に必要な資格の取得を支援します。
 （沿海地区）①小型船舶免許
 ②第二級海上特殊無線技士
 ③クレーン
 ④フォークリフト等 の資格取得を支援します。

[補助要件等]

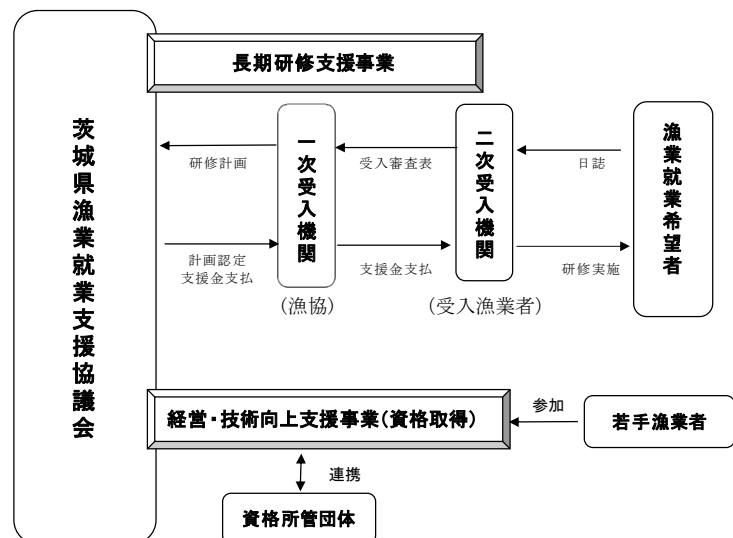
漁業就業者
 漁業に就業する強い意志があり、就業予定の漁協等から推薦が得られる者が対象です。

[補助対象経費・補助率など]

- ①補助対象経費：講習受講料、教材費（試験料、身体検査料、登録免許税、消費税は対象外）
 - ②補助率：対象経費全額
- （注）・すべての資格取得について、国の補助金が十分でない場合、一部負担していただくことがあります。
 ・第二級海上特殊無線技士については、協議会が開催する講習会に参加していただきます。

[その他]

茨城県漁業就業支援協議会
 の業務



No. 10 漁業士になりたい

最初の相談先	所属漁協			普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室 漁政課 企画調整グループ		TEL 029-262-4179 FAX 029-263-0414 TEL 029-301-4070 FAX 029-301-4089			
事業名	漁業後継者対策事業		事業の所管機関		県 漁政課	

事業の概要

[事業主体]

茨城県 農林水産部 漁政課

[事業内容]

県では、漁業後継者を育成・確保するため、優れた漁業青年や指導者、漁家生活の向上に意欲的な女性などを漁業士として認定しており、現在 69 名（令和 7 年 3 月）の漁業士の方々が地域漁業の活性化と本県水産業の発展のために活躍されています。

《活動内容》

漁業生産・経営の安定化のため、視察研修や学習会の企画実施、他県漁業士との情報交換・交流、イベント等での P R 活動など、地域や県を越えて様々な活動を行っています。

《認定基準》

漁業士の区分ごとに以下の基準を満たし、かつ県が開催する漁業士講座を履修した者。

○青年漁業士（40 歳未満）

漁業青少年の集団活動に積極的に参画し、中心的活動ができると見込まれる者 など

○指導漁業士（40 歳～60 歳未満）

漁業技術、経営管理能力等が優れ、青年漁業士として 5 年以上活動した者 など

○女性漁業士（60 歳未満）

漁村の集団活動等に積極的に参画し、漁家生活の向上に意欲的に取り組む者 など

《認定手順》

①漁業士講座の受講申請（漁協組合長→県）

②漁業士講座の受講（漁業士候補者）

③漁業士の推薦（漁協組合長→県）

④茨城県漁業士認定委員会による審査

⑤認定（県→漁業士）

[その他]

詳しくは普及員にお問い合わせください。



令和 5 年度認定漁業士

No. 11 子供に水産や海の知識を学ばせたい					
最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 （ ）	
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室		(経営普及室) TEL 029-262-4179 FAX 029-263-0414		
事業名	出前授業		事業の所管機関	茨城県水産試験場	
事業の概要 [事業主体] 茨城県水産試験場 [事業内容] 子どもたちに水産業や海に関心をもってもらうため、出前授業の支援を行います。 小・中学生を対象とした漁業や海洋環境など本県水産業に関する授業、学習会等の講師として水産業普及指導員が伺います。 出前授業の時期・内容は水産業普及指導員にご相談下さい。					